

32. 行動規範規程

2024年7月10日
規 第32号

第1章 総 則

(目的)

第1条 一般社団法人日本バトン協会（以下、「協会」という。）は、構成員（以下、「選手」という。）は弱い立場であり、その選手の人としての尊厳を守ることに尽力する。協会のすべての会員は、常に選手の権利、安全、健康（身体的および精神的）を尊重し、理解を示し、この「行動規範規程」に含まれる組織の原則とガイドラインを反映した行動をとる必要がある。この規範は、選手と接する際に適用すべき原則とガイドラインを示すものとする。

(優先事項)

第2条 協会の第一の優先事項は選手の健康であり、参加者がいじめやハラスメントを受けることなく最大限に能力を発揮できる環境を提供することに努める。

- (1) 協会は、選手を、危害、差別、屈辱的な扱いなどのいじめやハラスメントから守るために実行可能なあらゆる措置を講じ、彼らの権利を尊重する。
- (2) 参加者の安全と健康を最優先にした環境とする。
- (3) 年齢、障害、性別、人種、宗教、性的アイデンティティに関係なく、すべての選手を保護し、彼らの健康を守る義務があることを認識する。

第2章 核となる価値観

(価値観)

第3条 選手のバントワーリング活動は、個人の成長、身体の発達、そして社会的な発展にとって最も良いものに基づいて決定されるべきであり、これが選手のバントワーリングの発展を導く価値観となる。

(基本的な理解)

第4条 青少年の発達段階と能力に応じて、指導内容が決定される。コーチ、団体責任者など（以下、「指導者」という）は、選手の身体的、感情的、個人的なニーズについて基本的な理解を示す必要がある。

(1) 誠実で開かれた人間関係

選手と関わる者は、選手に対して誠実さと敬意を持って接するべきである。あらゆるスポーツの場において、選手の権利が守られない危険性があることを理解し、関わる者の行動はすべて、選手にとって最善のものであり、質の高い、開かれた協力関係に基づいて行われるべきである。言語的、身体的、感情的、または性的ないかなる種類のいじめやハラスメントも容認されない。

(2) 安心安全な環境づくりと精神

青少年のバントワーリングは、安全で、前向きで、励まし合える環境の中で行われるべきである。協会は、バントワーリングの普及と発展に関わるすべての者が選手中心の精神を持つべきだと考える。

(3) 平等

すべての選手は、年齢、能力、性別、人種、宗教、社会的、政治的な信条にかかわらず、平等かつ公平に扱われるべきである。選手は、他の選手と一緒に自分の可能性を伸ばす参加機会を与えられるべきである。

(4) フェアプレー

フェアプレーは、未成熟な選手を保護するために特に必要な原則である。バトントワーリング活動に参加するすべての選手は、フェアプレーの精神を尊重する必要がある。フェアプレーには、友情、他者への敬意、常に正しい精神で参加するという概念が組み込まれている。フェアプレーは、他人から見える善い行為や行動だけでなく、見えない心の在り方や精神に基づくものである。スポーツを真に楽しむためには、行動と精神は切り離せないものであることを認識すべきである。

(5) 競技

バランスのとれた競技への取り組みは、青少年の発達に大きく貢献するものであり、楽しさ、喜び、満足感をもたらすものである。しかし、選手に課せられる競技への要求は、過度のプレッシャーをもたらす可能性がある。これは、スポーツからの離脱率を高める一因となる。指導者は、選手の健康を第一に、競技レベルの向上を第二にすることを目標とすべきである。選手を中心とし、勝利だけにこだわらない健全な活動は全ての選手に平等に適用される。

第3章 他分野にわたるアプローチ

(奨励)

第5条 協会は、選手たちがバトントワーリングの複数の種目やイベントに参加するだけでなく、以下の目的のために他のスポーツにも参加するよう奨励する。

(1) 応用可能なスキルを学ぶ。

(2) より健康的なライフスタイルを送る。

(3) 食事、トレーニング、一般的なフィットネスについて学ぶ。

(4) やる気を高める。

(5) 自制心を学ぶ。

(6) チームワークを学ぶ。

(7) スポーツを続ける意味を学ぶ。

(選手に対する責任)

第6条 協会は、以下の方法で選手に対する責任を果たすよう努める。

(1) すべての選手が危害から保護される権利を有することを認識する。

(2) 指導者の認定制度を確立し、指導者が選手の健康を守る責任を果たすよう努める。

(3) 選手の健康を守るために迅速かつ適切に対応する。

(4) 保護者と選手が、相談できる窓口を設置する。

(5) 支部・都道府県組織に倫理・コンプライアンス委員会の設置を奨励し、その相談窓口を設置した場合は協会に報告する。

(6) いじめやハラスメントの申立は、非公開に処理されることを保証する。

(7) 法定ガイドラインおよび関連法律に従って、児童保護の手順とポリシーの有効性を継続的に見直す。

(8) 指導者並び選手及び保護者が本規程の行動規範を遵守していることを確認する。

第4章 選手の行動規範

(選手の行動規範)

第7条 協会は、バトンツワーリング競技に参加する選手に最大限に能力を発揮できる環境を提供することを目指し、選手は、いかなる種類のいじめやハラスメントを受けることなく、楽しく安全なスポーツの機会を与えられるべきである。選手には、尊重されるべき権利と、受け入れるべき責任がある。選手は、他の選手や指導者に対して公平かつ敬意を持って接する責任があることを認識する。

(選手の権利)

第8条 選手の権利は以下の通りとする。

- (1) 安全であり、安心できる。
- (2) 意見を聞いてもらえる。
- (3) 信じてもらえる。
- (4) 尊厳、配慮、敬意を持って扱われる。
- (5) 団体/組織で発言権を持つ。
- (6) 公平に参加する。
- (7) スポーツを楽しむ。
- (8) 楽しいと思える程度で競争をする。
- (9) 苦情を話せる場所があり、対処してもらえる。
- (10) いじめやハラスメントを受けた場合は助けを得られる。
- (11) 断ることができる。
- (12) 自分の身体を守る。
- (13) 秘密が守られる。

(選手の責任)

第9条 選手の責任は以下の通りとする。

- (1) バトンツワーリングの指導者に敬意を持って接する。
- (2) 常に公正に練習や競技を行う。
- (3) 問題が発生した場合でもチームメンバーに敬意を持って接する。
- (4) 団体内で定めたルールを常に守る。
- (5) バトンツワーリングの評判を落とすことのないように行動する。
- (6) 問題がある場合は、相談窓口に相談する。

(選手の禁止事項)

第10条 選手の禁止事項は以下の通りとする。

- (1) 不正行為を行う。
- (2) 身体的接触による暴力を振るう。
- (3) 暴言を吐く。
- (4) メンバー、対戦相手、団体、またはその所有物に危害を加える。
- (5) 他の選手を孤立させる目的でいじめやハラスメントをする。
- (6) 有利になるための不正及び、いじめやハラスメントをする。

- (7) 危害を加えられたことを、黙っている。
- (8) 嘘をつく。
- (9) 噂を広める。
- (10) 体調が悪いときや怪我をしているときに練習をする。

第5章 選手に関わる行動規範

(指導者)

第11条 すべての指導者は、全員に前向きで励みになる精神を提供することで、選手がバトントワーリングへの参加から大きな恩恵を受けられるようにする必要がある。選手のスキルレベルを向上させる際、指導者は常に楽しさと喜びを奨励し、選手の手本であることを忘れてはならない。

(指導者の行動規範)

第12条 この行動規範は、スポーツの倫理規範とグッドプラクティスを補完するものであり、指導者に求められる適切なレベルの行動、実践、行為を定める。協会は、スポーツにおける選手の生活において指導者が果たす重要な役割を認識し、すべての指導者は、選手の安全とスポーツの楽しみを最優先し、行動規範規程に定められた原則とガイドラインを遵守する必要がある。指導者は適切な資格を持ち、最新のコーチング方法に精通している必要がある。すべての指導者は、当協会による承認を受けることに同意する必要がある。

(指導者の義務)

第13条 指導者の義務は以下の通りとする。

- (1) 絶対に体罰を与えない。
- (2) この行動規範を厳守する。
- (3) 利益相反を避ける。
- (4) 選手の安全と楽しみを最優先に考える。
- (5) スキルと個人の成長が勝利よりも重要であることを忘れない。
- (6) 選手のために前向きな環境を作り、健康的な体験を提供する。
- (7) すべての選手の権利、尊厳、価値を尊重し、年齢、能力、性別、人種、宗教、に関わらず平等に対応する。
- (8) 選手の成長過程に必要なことを理解し、選手に対して、参加そのものが評価されていることを認識させる。適切なスキルを習得することは重要であり、過度なトレーニングや競争よりも優先する。
- (9) 選手がミスをしたり、競技に勝てなかつたりしても、惜しみなく褒め、怒鳴つたりしないこと。選手はミスを通じて学ぶものであり、スキルの向上を称賛し、選手の努力を尊重する。
- (10) 選手全員に平等に時間と注意を払い、特定の参加者に特別な注意や賞賛を与えることは避ける。
- (11) 選手、指導者、保護者によるいじめやハラスメントが判明した場合は、迅速かつ適切に対処する。
- (12) ルールに従い、選手がルールを理解していることを確認する。

(指導者の推奨行動)

第14条 指導者の推奨行動は以下の通りとする。

- (1) 模範となる行動をとる。バトンターリングの良い面を広め、個人の行動の最高基準を維持する必要がある。
- (2) 未成年の選手と関わるときは喫煙を避け、指導の前や最中にアルコールや処方されていない薬を摂取しない。未成年の選手の目の前でアルコールを摂取しない。
- (3) 審査員/審判員に敬意をもって接し、選手にも同様に接するよう奨励し、審査員/審判員が下した結果についてスポーツマンシップに則って受け入れるよう奨励する。
- (4) 汚い言葉や年齢、能力、性別、宗教、性的アイデンティティについて差別的な言葉を避け、適切な言葉遣いや振る舞いを心がける。
- (5) フェアプレーの意識と他の選手のスキルに対する感謝や尊敬の気持ちを促進する。
- (6) 保護者を活動に参加させ、何が行われているかを常に知らせる。
- (7) 常にプロフェッショナルな態度で行動する。
- (8) 参加者が男女混合の場合は、男女両方の指導者が出席する。

(指導者のためのベストプラクティスガイドライン)

第15条 指導者のためのベストプラクティスガイドラインは以下の通りとする。

- (1) 大会やその他のイベントにおいて、すべての選手が練習に適切かつ安全な服装で参加していることを確認する。
- (2) 練習への出席記録を保持する。
- (3) 各練習の開始時間と終了時間を明確に開示する。
- (4) 各練習には必ず最低2名の大人が参加する。男女混合の場合は、両方の性別の指導者が参加する必要があり、選手と2人だけになることは避ける。
- (5) 遠征や宿泊が伴う場合は、保護者に知らせ、常に適切な部屋の手配をする（選手の保護者でない限り、大人は子どもと同室にしない）。喫煙、アルコールの摂取は控える。
- (6) 更衣室では保護者に監督を依頼し、それが不可能な場合は、選手が補助を必要とする場合にのみ、適切な性別ペアで対応する。
- (7) 適切な保険が適用されていることを確認する。
- (8) 事故の対応を記録する。他の指導者にも確認する。
- (9) 選手の努力を惜しみなく称賛する。
- (10) すべての練習場所に応急処置キットが備えられていることを確認する。
- (11) 選手が病気や怪我をしているときは、競技や活動に参加させない。
- (12) 各選手の連絡先や健康状態の記録を作成し、厳重に管理できる場所に保管し機密情報を開示しない。
- (13) 選手のために現実的かつ達成可能な目標を設定する。

(指導者が自分自身を守るための遵守事項)

第16条 指導者が自分自身を守るための遵守事項は以下の通りとする。

- (1) 選手の間違いを罰しない。（言語的罰、身体的罰、排除など）
- (2) 1対1の指導や選手と2人だけになる状況を避ける。全員に対して適切な監督が行えるようにする。
- (3) 選手を自宅に招くことや、私生活に巻き込むことを避ける。
- (4) 選手への個別のテキストメッセージや電子メールの送受信を避ける。

- (5) 他人に誤解される可能性のある親しげな態度は避ける。
- (6) 意図的か否かに関わらず、選手を恥ずかしい思いや侮辱にさらさないようにする。
また選手やその家族について皮肉や軽率な発言をしない。
- (7) 選手を乗車させることは避け、やむを得ず乗車させる場合は、必ず保護者が同伴し、法律を遵守する。保険が適用されることを確認する。
- (8) 資格がある場合を除き、医学的なアドバイスを避ける。
- (9) 他の選手との比較をすることや、非難をすることを避ける。
- (10) 公共の場で他人を非難しない。

(指導者が自分自身を守るための接触における遵守事項)

第17条 バトンツワーリングでは、「実践的なアプローチ」が必要となる。たとえば、選手が新しい動きを習得するのをサポートする際は、以下を考慮する必要がある。

- (1) 不必要な身体接触を避ける。
- (2) 必要な接触は、指導者のニーズではなく、選手のニーズに応じて行う。
- (3) 選手の許可と理解を得た上で、オープンな環境で行う。
- (4) 選手の年齢と発達段階によって決定されるべきであり、選手が自分でできることに 対して過度なサポートを控える。
- (5) 身体的な接触が必要な場合は、選手と保護者にその旨を必ず伝える。指導にあたり、身体的な接触が必要な場合があることを保護者が認識し、納得していることを定期的に確認する。
- (6) 不適切な接触は絶対に行わない。

(指導者として容認できない行為)

第18条 協会での役割において、以下の行為は決して容認されない。

- (1) じゃれ合いを含む性的な行為と受け取られること。
- (2) 間違いを罰する。(言語的罰、身体的罰、排除など)
- (3) 選手と親密で感情的、肉体的、または性的関係を築くこと。
- (4) 性的に選手に触れることや、それを許可すること。
- (5) 選手が罵倒したり、性的な発言をすることを許すこと。
- (6) たとえ冗談であっても、選手に対して性的に挑発的な発言をすること。
- (7) 指導の一環として選手を泣かせること。
- (8) 選手による申立を、聞き入れず、記録せず、対応も取らないまま放置すること。
- (9) 個人的な利益や報酬を得るために選手に不当な影響力を及ぼすこと。
- (10) 他の大人の立ち合いなしに選手に触れたり、写真やビデオを撮影したりすることを 伴う測定や特定の種類の体力テストを行うこと。
- (11) 選手の練習において、あらゆる形態の療法（催眠術等含む）を行うこと。
- (12) 選手を自宅に招待したり、一緒に滞在することを許可したりすること。
- (13) 遠征中の宿泊において、選手と二人で部屋を共有すること。

(保護者の行動規範)

第19条 協会は選手がバトンツワーリング活動を楽しみ、バトンツワーリングへの継続的な発展と関与を続ける上で、保護者が重要な役割を果たすと考え、保護者の行動規範は以下の通りとする。

- (1) 選手たちの模範となり、選手たち、他の保護者、役員、イベント主催者と接する際

には最高水準の行動規範を維持する。

- (2) 常に責任ある行動をとり、不正行為などで結果に不当な影響を与えないようする。
- (3) 未成熟な選手を故意に侮辱や恥辱にさらすことは決してしない。
- (4) 選手のためにスポーツ/レクリエーションの機会を提供する。ボランティア精神を常に認識し、審査員、指導者、主催者の判断や誠実さを公に疑問視しない。
- (5) バトントワーリングのルールに従って競技に参加するよう選手たちを励まし、誠実な努力は勝利と同じくらい重要であると認識する。
- (6) スポーツマンシップを奨励する。
- (7) 選手の優れたパフォーマンスに拍手を送り、良い模範となり、チームメイトと対戦相手に対する相互尊重を示す。
- (8) 虐待行為やいじめやハラスメントをなくすためのあらゆる取り組みを支援する。

(開示請求に関する会員向けの情報)

第20条 協会は、組織を代表して、選手と何らかの立場で関わるすべての者に対して、身元調査を実施する必要がある。

- (1) 申請者に犯罪歴がある場合。
- (2) 申請者の名前が支部・都道府県組織や政府機関に記載されている場合。
受け取った情報はすべて機密扱いとなり、適用されるデータ保護の対象となる。

第6章 いじめ防止の取り組み

(いじめとは)

第21条 いじめは、個人または集団が他者に対して言語的、心理的、または身体的な攻撃を繰り返すことと定義する。これは故意に行われる挑発的で脅迫的な行動であり、主に学校、団体、青少年と関わるその他の組織などの社会的な環境で発生する。これには、1人または複数による、被害者に対するからかい、嘲笑、脅迫、殴打、恐喝などの行為が含まれる。

(いじめの可能性)

第22条 いじめっ子は皆、隠ぺい行動、脅迫、恐怖を利用して行動する。したがって、いじめは、被害者が助けを求めているが他人に話せない、または話しても安全ではない環境で存続する。以下の内容は、いじめを受けている可能性があるという警告サインである。

- (1) 会場に来たり活動に参加したりすることを嫌がる。
- (2) 身体的兆候（説明のつかない打撲跡、引っかき傷）、または所持品の損傷
- (3) ストレスによる病気（原因不明の頭痛や腹痛など）
- (4) 恐怖による反応行動（怖がる、避ける、攻撃する）
- (5) あいまいな説明による頻繁な金銭の紛失または不足。
- (6) 友達が少ない。
- (7) 行動の変化（引きこもり、吃音、気分のむら、イライラ、動搖、苦痛）
- (8) 食事を摂らない。
- (9) 自殺を試みること、または自殺をほのめかすこと。
- (10) 不安（爪噛み、恐怖、チック症状）

(いじめ行為を対処する人)

第23条 より極端な形態のいじめは身体的または精神的虐待及びハラスメントとみなされ、教育委員会または法執行機関に報告されるが、いじめ行為への対処は通常、団体、個人会員、団体会員、指導者の責任となる。

(いじめの予防)

第24条 すべての会員が選手の安全を守るための行動規範を遵守していることを前提に、いじめ予防の対策を以下の通りとする。

- (1) 各選手の権利と尊厳を尊重することを促進する。
- (2) 発生したあらゆる事案に対処する。
- (3) 事案において個別の対象や原因を責めるのではなく、グループ全体の問題と捉え、理解し、解決できるよう支援する。
- (4) 「力の正当性」ではなく、「自由な発言が許される」環境であることを強調する。
- (5) 新たに関わり合いを持つメンバーに対して、交渉、協力、支援を奨励する。
- (6) 被害者に直ちにサポートを提供し、「非難しない解決法」を実践する。
- (7) 二次的な被害となるため、選手にいじめを無視するように決して言わない。
- (8) 独自の解釈で、いじめた側を傷つける行為を助長しない。
- (9) 被害者に非はなく、いじめの原因ではないことを伝える。

(非難しない解決法)

第25条 非難しない解決法手順については以下の通りとする。

ステップ1 被害者と話し合う

いじめが確認された場合、まず被害者と話をする。この段階では、誰が関与していたのか、被害者が今何を感じているのかを確認するために、以下の質問をする。

- (1) いじめやハラスメントが言葉によるものか、身体的なものか。
- (2) 被害者はどの程度傷ついているか。
- (3) 事案は自身の仲間グループ内のことか。
- (4) 調査で被害者の名前が公表されないよう保証する。
- (5) 積極的に聞く。

ステップ2 関係者全員と会う

関係者全員と会うように手配をする。これには、傍観者、共謀した可能性のある者、参加した者、いじめを始めた者などが含まれる。

- (1) グループの人数は最大6～8名とし、人数を制御可能な範囲に抑える。
- (2) 必ず特別な話の場所として招集する。
- (3) 問題の重大性が全員に理解されていることを確認する。
- (4) 被害者に言及せずに、一般的な言葉で引き起こされた傷害について話をする。
- (5) 「あなたならどう感じるか」「これを望むのか」を質問し全員の良心に訴えかける。

ステップ3 問題を説明する

いじめの結果として受けた苦痛について説明する。この段階では、事案の詳細や責任の所在については話し合わず、孤独感、疎外感、拒絶感、笑われた気持ちなどについて説明するために、以下のようないくつかの質問をする。

- (1) それが自分たちに起こったら、彼らは喜ぶでしょうか？
- (2) このグループ内でいじめを受けた。どうすればいいだろうか？二度と起こらない

ように気をつけますか？」

耳を傾け、反応に注意し、誰も孤立させずに、どんな反応も拾い上げる。

ステップ4 責任を共有する

さらなる事故を防ぐためにどのような手順や管理を導入する必要があるか、またその結果として全員がどのような損失を被るかを説明する。

ステップ5 グループにアイデアを尋ねる

この段階では、被害者の幸福を促進する方法を提案するようグループに促す。回答を促すために、「もしあなただったら」というフレーズを使用しながら、すべての提案に耳を傾け、記録する。

ステップ6 彼らに任せる

問題が特定され、解決策が提案された場合は、その問題はグループに引き継がれ、解決が促さされる。1週間後に再度話し合いの場を設ける。グループに責任を委ね、具体的な行動の期限を指定する。

ステップ7 もう一度話し合う

いじめた側を含むグループのメンバーは、状況がどうなっているか、誰が何をしているか、他の事案はあったかなどを話し合う。これにより、継続的な監視が可能になり、プロセスに全員が関与し続けることができる。

再度、いじめや脅迫行為は許容されないことを周知するために、定期的に「チーム」がお互いを気遣うという考えを徹底していく。

第7章 写真撮影および撮影機器の使用に関するガイドライン

(肖像権取扱規程)

第26条 スポーツのウェブサイトやその他の出版物での写真の使用により、青少年に直接的、間接的に危険が及ぶという懸念があるため、協会は、ウェブサイトやその他の出版物での選手の画像の使用に関する規程として肖像権取扱規程を別に定める。

スポーツの内外の目的で不適切かつ迷惑な注目を受けるリスクを軽減する。懸念事項として、イベントや練習会場での写真撮影に懸念がある場合は、団体責任者または指定された担当者に連絡して、問題に対処するよう依頼することができる。ただし、どのような写真が撮影され、新聞等に掲載されるかについては、別のガイドラインが適用されるため、協会が関与できないことに留意する。

(撮影許可)

第27条 公共の場での写真撮影や映像の録画には、通常、明示的な申請は必要ないが、練習会場、研修会、講習会、大会などの管理された環境では、事前の申請と協会からの許可を必要とする。

(記録用写真・映像の使用)

第28条 大会で撮影された記録用写真および映像を使用したい場合は、メディア申請書を提出し事前に許可を得る必要がある。

(取材の依頼)

第29条 大会において報道関係者が撮影をする場合は、団体の許諾を得た状態でメディ

ア申請書を提出し事前に許可を得る必要がある。団体責任者は選手とその保護者に伝え、同意することを確認する。

(コーチングの補助としてのビデオ撮影)

第30条 ビデオやデジタル録画の使用は、現在では選手のスキル、知識、技術などを育成するためのトレーニング補助として認められており、指導者もこれらのツールを向上手段として使用し、正当なコーチング補助として使用できる。ただし、事前に選手とその保護者から許可を得る必要がある。

第8章 ウェブサイト

(ウェブサイトの利用)

第31条 協会は、活動の公開、会員や一般の人々とのコミュニケーションの向上、地域や国内外に使用できる一般的な宣伝フォーラムとして機能する独自のウェブサイトを保持している。

(団体公式のウェブサイトガイドライン)

第32条 団体内で審議し、所属メンバーの理解を得て、団体のウェブサイトポリシーを作成する。このポリシーは、インターネットの安全な利用に関する事項を記載するとともに、行動の基準を概説し、その基準に違反した場合の対応についても定める。安全な運用のためのガイドラインを以下の通りとする。

- (1) 最初に、ウェブサイトの目的を決定する。
- (2) 団体を代表してウェブサイトを管理するウェブ担当者を任命する。
- (3) ウェブ担当者は管理・監督し、団体内の責任者とする。(団体責任者など)
- (4) ウェブ担当者を中心に、ウェブサイトのスタイル、デザイン、コンテンツポリシーについて検討し、事前に所属メンバーからの合意をとる。
- (5) 対象年齢を定めた特定のウェブサイトの設置については、内容の範囲と制限についても合意をとる。
- (6) 写真画像やその他の同様のコンテンツの適切な使用に関する決定は、この文書ですでに概説されている写真/記録画像に関するガイドラインに従う必要がある。
- (7) ウェブサイトのポリシーを決定する際には、低年齢層について考慮する。
- (8) ウェブサイトの全体的なメンテナンスと維持を定期的に確認する。
- (9) ウェブサイトのコンテンツについて、団体内で生じる可能性のある苦情や懸念に対処するための手順を構築する。

(メッセージフォームと公開フォーラム)

第33条 SNS (ソーシャルネットワークサービス) には、相互に書き込みのできる形式での公開フォーラムが含まれる。このような相互に書き込みのできるSNSでは、団体の仲間意識の共有や団体内の議論を促進することができる。ただし、利便性が高いからこそ、それに伴う危険性も高くなる。団体はこれを認識し、このようなSNSへの運用について検討をする必要がある。

こうしたSNSの投稿には、選手が読むのに不適切な言葉が使われていることが多く、選手に対する嘲笑や批判は中傷の対象となり、いじめの一種と見なされることもある。

(団体公式の SNS ガイドライン)

第 34 条 SNS の安全な運用のためのガイドラインを以下の通りとする。

- (1) SNS の掲載について一般公開とするか、限定公開するかを検討する。
- (2) ウェブ担当者が不適切なコンテンツを特定し、削除する権限を持つことを定める。
- (3) 許容される内容、不適切な内容の基準を明確に定める。
- (4) SNS の運用とは別に保護者や選手からの苦情に対応する担当者を定める。
- (5) SNS に公開された資料に関して、悪用されないシステムを導入する。

(携帯電話・スマートフォンガイドライン)

第 35 条 携帯電話・スマートフォンは、親が連絡を取り合い、選手の安全を確かめるために選手に与えられることが多い。さらに、携帯電話・スマートフォンは素早く簡単にアクセスできるため、団体の業務を安全かつ効率的に遂行できる。しかし、こうした技術は選手との直接的な接触を可能にし、場合によっては個人的な境界を越えて選手に危害を加えるために使用されている。団体では、指導者と選手による責任ある安全な携帯電話・スマートフォンの使用を奨励する。携帯電話・スマートフォンの安全な運用のためのガイドラインを以下の通りとする。

- (1) 不快な写真、電子メール、またはメッセージを受け取った場合は、返信せずに保存し、日時を記録して、団体の責任者に伝える。
- (2) 電話番号を誰に伝えるか注意し、知らない番号には応答しない。
- (3) 過度ないじめやハラスメントを受けた場合には電話番号の変更を検討する。
- (4) 特定の状況では携帯電話・スマートフォンを使用しない。携帯電話・スマートフォンのカメラの使用は更衣室など不適切な場所での使用はしない。
- (5) 携帯電話・スマートフォンを他の貴重品と同じように扱い、盗難に気を付ける。
- (6) 団体の指導者として、選手間のコミュニケーションには、グループを作成し、そのグループ内でのみ行うようにすると同時に保護者にも伝えるようにする。
- (7) 団体の指導者として、個々の選手と常に一対一でコミュニケーションをとることは適切ではない。

(選手 SNS ガイドライン)

第 36 条 SNS の利用の人気が高まっており、それらは迅速かつ簡単なコミュニケーション方法を提供し、人々が互いにチャットすることを可能としている。それらの安全な使用のためのガイドラインを以下の通りとする。

- (1) 不適切なチャットや、不適切な行為を掲載してはいけない。
- (2) 選手のパフォーマンスやスキルの向上を批判しない。
- (3) 軽蔑的、または誹謗中傷的な発言や不適切な言葉は決して使用しない。
- (4) 他の人が見ることのできるサイトで、軽蔑的、中傷的な発言や不適切な言葉は投稿しない。
- (5) 選手の言葉遣いやこれらの SNS での発言に注意する。
- (6) 悪意を持った第三者が個人の SNS を監視していることを認識する。
- (7) 投稿内容に十分な注意を払い、自分自身に不利益が生じる可能性があることを認識する。

(規程の変更)

第 37 条 この規程の変更は、理事会の議決を要する。

(附 則)

この規程は、2024年7月10日より施行する。